

## 堺市地域防災計画修正（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○職員動員について		
1	職員の配備基準の表に各見出しがないため、項目ごとにどのような内容かが理解できない。	ご指摘のとおり項目ごとの内容を各表の冒頭に記載することで理解しやすくなるため、修正します。
2	区ごとに参集職員数の差が出る可能性が考えられるが、なにか対策はあるか。	本市では、居住地に応じて職員の参集場所を定めています。一方、区ごとに参集職員数の差ができるだけ発生しないよう毎年区に参集する職員の調整を図っています。
○所管業務について		
3	業務大綱と各項目の主担当との関係性はどのようなものか。	業務大綱には各部局等が主担として実施する業務を記載し、各項目には関係する部局も記載しています。 災害時には1つの部局で対応できない事象も発生することから必要に応じて部局間の連携を図っていきます。
○南海トラフ地震について		
4	南海トラフ地震と南海トラフ巨大地震の違いはなにか。	南海トラフを震源とする地震を「南海トラフ地震」と表現し、想定される最大クラスの南海トラフ地震を「南海トラフ巨大地震」と表現しています。
○地区防災計画について		
5	市は、地区防災計画策定に資するガイドラインを作成・周知し、そのガイドラインを適宜改訂していく必要がある。	本市では、地区防災計画作成の手引きを作成しており、実情に合わせて適宜改訂を予定しています。
○自助・共助について		
6	自助・共助が促進されるための支援を進めてほしい。	災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自助・共助による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要です。本市では、出前講座や避難訓練を通して自助・共助の取り組みへの支援を進めております。
○市等が管理する施設について		
7	下水処理場及びポンプ場の被害想定について、「未設定」のみでは理解しにくいのではないかと。	ご意見を踏まえ、修正を行います。
8	水門や防潮扉等は内水排除施設ではなく外水排	津波や高潮の浸水を防ぐための施設である

## 堺市地域防災計画修正（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	除施設なのか。	ため、外水排除施設としています。
○ハザードマップについて		
9	内水ハザードマップを見直す予定はあるのか。	浸水被害の解消・軽減に大きな効果が期待できる大規模施設（ポンプ場など）の完成にあわせて見直す予定です。
○要配慮者対策について		
10	防災と福祉の連携による支援の対象は高齢者のみか。	高齢者のみならず、障害者等を含めた避難行動要支援者を対象としていますので、ご意見を踏まえ、修正します。
11	グループホームに居住する障害者も避難行動要支援者名簿に掲載する必要があると考えます。	避難行動要支援者名簿については、本市では、全ての避難行動要支援対象者を記載した「避難行動要支援者リスト」をもとに、個人情報地域へ提供することに同意した対象者のみを掲載した「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。現在、避難行動要支援者調査の対象外となっている方の一覧表への掲載については、関係者の方々のご意見などを参考にしながら検討していきます。
12	福祉避難所が稼働できるような対策を講じてください。	小中学校等の一般の指定避難所での避難生活が困難となる障害者等の要配慮者の良好な避難生活を確保するため、福祉避難所の開設・運営に係るマニュアルの整備に取り組むとともに、災害対策基本法に基づく福祉避難所の指定を進めていきます。
13	災害時における臨時保育等には発達支援センターに通う障害児や放課後等デイサービスに通う障害児のことも含まれているか。	臨時保育は、こども園等における通常保育が再開するまでの間に臨時に実施するものです。障害の有無に関わらず、保育の必要性が認められる児童であれば保育の対象になります。
○防疫について		
14	感染症対策と防疫とはどのような違いがあるのか。	防疫とは感染症等の発生を予防することであり、同様の意味で使用しています。
○応急住宅について		
15	応急住宅対策の項目で、文言が変わっている部分があるが、これは制度の変更によるものか。	内閣府や大阪府が使用している表記への整合を図るものであり、制度等を変更したものではありません。
○多言語支援センターについて		

## 堺市地域防災計画修正（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

16	台風接近時に多言語支援センターを設置するということか。大規模な災害が発生したとき等の文言の追記は必要ないか。	ご意見のとおり、大規模な被害が発生した場合に開設するので、「大規模な被害が発生した場合は、必要に応じて」という文言に修正します。
----	--	--